

平成29年度 教育に関する事務の管理及び執行
の状況の点検及び評価（平成28年度分）報告書

平成 29 年 7 月

三鷹市教育委員会

目 次

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
第1 三鷹市教育委員会の活動の概要	3
1 教育委員会の活動の概要	3
2 教育委員会の「平成 28 年度の基本方針と事業計画」の概要	3
3 教育委員会の「平成 28 年度の主な審議案件と活動実績」	4
第2 主要な事務事業の点検・評価	7
1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展（指導課）	9
2 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実（指導課）	11
3 いじめ防止等の対策の推進（指導課）	13
4 教育支援プラン 2022 の推進と総合教育相談室事業の充実（学務課）	15
5 特別支援教室「校内通級教室（仮称）」の設置（学務課・指導課・総務課）	17
6 三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成（指導課）	18
7 児童・生徒の安全を見守る体制の充実（学務課）	20
8 学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用（学務課）	21
9 学校施設の長寿命化改修工事の計画的な実施（総務課）	23
10 中学校特別教室等の空調設備整備の推進（総務課）	24
11 高山小学校の学級数増への適切な対応（総務課・学務課）	25
12 川上郷自然の村の効率的な運営の推進（総務課）	26
13 健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進（三鷹中央防災公園・元気創造 プラザのオープンに向けた取り組み）（総合スポーツセンター建設推進室・社会教育会館）	28
14 「図書館基本運用方針（仮称）」の策定（図書館）	30
15 図書館サービス網の再編に向けた取り組み（図書館）	31
第3 学識経験者の知見の活用	32
1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る懇談会の開催	32
2 点検・評価に関する学識経験者からの意見	33

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

三鷹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、毎年度、その所管する主要な事務事業について「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（以下「点検・評価」という。）を次のとおり実施する。

なお、点検・評価の実施にあたっては、この点検・評価をより有効なものとするために、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとし、学識経験者に対し、その必要に応じて資料、情報等を可能な限り提供するとともに、教育委員会事務局職員との意見交換を行い、「点検・評価に関する学識経験者からの意見」を求めることとする。

1 点検・評価の目的

- (1) 教育委員会は、毎年度、主要な事務事業について、その取組状況の点検・評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 教育委員会は、点検・評価に関する学識経験者からの意見を聴取することにより、主要な事務事業に関し、その課題解決やより質の高い取り組みの方向性を目指すための知見として活用していく。
- (3) 点検・評価に関する報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検・評価の対象

前年度の教育委員会の主要事務事業

3 点検・評価の実施方法

- (1) 点検・評価は、前年度の教育委員会の主要事務事業の取組状況を総括するとともに、課題や取り組みの方向性を示すものとし、毎年度 1 回実施する。
- (2) 教育委員会事務局において主要事務事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の知見の活用をより有効なものとするため開催する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る懇談会」において学識経験者と教育委員会事務局が十分な意見交換を行った上で、学識経験者の意見を聴取する。
- (3) 教育委員会において点検・評価を行う。
- (4) 点検・評価の結果を取りまとめた報告書を三鷹市議会へ提出するとともに、報告書を市民に公表するものとする。

参考法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第1 三鷹市教育委員会の活動の概要

1 教育委員会の活動の概要

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、教育に関する事務を処理するために、地方公共団体の長から独立して設置される合議制の執行機関であり、市長が市議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員により組織されている。教育長は、教育委員会を代表し、教育委員会の会議を主宰するとともに、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督している。

教育委員会の会議は、原則として毎月第一金曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催している。定例会及び臨時会では、議案の審議のほか、毎回、教育長報告として各所管部署から行事予定や実績報告を行っている。

また、市立小・中学校の実情を把握するため、新任・転任校長が着任した小・中学校等を対象に学校訪問を実施し、学校経営・授業等に対し指導・助言を行っている。さらに、小・中学校保護者代表との懇談会を開催し、意見交換を行っているほか、学校の研究発表会や学校行事、東京都市町村教育委員会連合会等の各種研修会への参加などの活動を行っている。

2 教育委員会の「平成28年度の基本方針と事業計画」の概要

教育委員会は、教育基本法の実現に向けた責務を自覚し、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱とした学校教育の充実により「目指す子ども像」(※)の実現を目指すとともに、生涯学習社会の実現に向けて、市民一人ひとりが、生涯を通して主体的に学習の機会を選択して学び、豊かな心を育み、また学んだことを地域に返し、活かしていくという「学びの循環」の構築を目指す。

また、学校施設を地域に開かれた生涯学習の拠点、地域防災の拠点施設として位置付け、地域と連携した積極的な活用を図るとともに、学校・家庭・地域社会の協働と教育への市民参画を推進する。

施策の推進にあたっては、第4次三鷹市基本計画(第1次改定)に掲げる「いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちづくり」、「創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちづくり」を行政の基本目標とし、「三鷹子ども憲章」(平成20年度制定)の趣旨の徹底を図りながら、「三鷹市教育ビジョン2022(第1次改定)」及び「三鷹市生涯学習プラン2022(第1次改定)」に基づき、学校教育及び生涯学習を推進するとともに、事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の充実を図ることにより、効果的な教育行政を推進する。

(※)「目指す子ども像」

- 自分を愛し、他人を愛し、三鷹を愛する人
- 確かな学力と健康でたくましい心身を備え、自ら学び続ける人
- 規範意識を備え、社会の一員として自ら責任ある行動がとれる人
- 自分の考えをもち、他者と豊かなコミュニケーションがとれる人
- 国際的な視野とチャレンジする心をもち、積極的に社会や地域に貢献できる人

3 教育委員会の「平成 28 年度の主な審議案件と活動実績」

平成 28 年度は、定例会を 12 回、臨時会を 2 回開催し、議案 48 件の審議のほか、定例会においては、教育長報告として各所管部署からの行事予定や実績報告を行った。

平成 28 年度は、「平成 28 年度事業計画」、「三鷹市川上郷自然の村条例の一部改正の申出」等の審議や、「三鷹市校内通級教室実施方策（案）」、「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針の改定案」等の協議を行った。さらに、生涯学習・スポーツ・文化施策に関する事務移管・組織改正に向けて、条例案や規則案などの審議等を行った。

また、平成 29 年 1 月に開催した教育委員会と市立小・中学校保護者代表との懇談会では、「子どもたちに育てたい力～子どものために家庭・地域ができること」をテーマに、保護者の視点からの教育課題について、「熟議」の手法を用いて活発な意見交換を行った。

(○は会議の審議案件、●は会議以外の活動)

平成 28 年

4 月	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 28 年度事業計画の承認について ○三鷹市教育委員会における統括的な業務を処理する係長又はこれに相当する職の指定等に関する規程の一部改正について ●平成 28 年度教育施策連絡協議会 出席 ●東京都市町村教育委員会連合会理事会 出席
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ○三鷹市教育委員会職員の臨時的任用に関する規則の制定について ○三鷹市スポーツ推進審議会委員の委嘱について ○三鷹市いじめ問題対策協議会委員の委嘱又は任命について ○三鷹市社会教育委員の委嘱について ○三鷹市公民館運営審議会委員の委嘱について ○三鷹市立図書館協議会委員の任命について ●東京都市町村教育委員会連合会定期総会 出席 ●関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会・研修会 出席
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ○三鷹市総合スポーツセンター及び三鷹市生涯学習センターの指定管理者の指定の申出について ○三鷹市大沢総合グラウンド及び三鷹市新川テニスコートの指定管理者の指定の申出について ○三鷹市立高山小学校時限付き新校舎整備工事請負契約の締結の申出について ○平成 28 年度一般会計補正予算見積書について ○三鷹市いじめ問題対策協議会委員の委嘱について ○三鷹市社会教育委員の委嘱について ○三鷹市立図書館協議会委員の任命について ○三鷹市文化財保護審議会委員の委嘱について ○職員の休職に係る臨時代理の承認について

	<ul style="list-style-type: none"> ●市議会本会議出席（教育長） ●学校訪問（第四中学校）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成27年度分）について ○職員の休職に係る臨時代理の承認について ●東京都市町村教育委員会連合会研修推進委員会 出席 ●学校訪問（第四小学校）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度使用小・中学校教科用図書及び小・中学校教育支援学級用教科用図書の採択について ○三鷹市スポーツ推進委員の委嘱について ○職員の休職に係る臨時代理の承認について ○スポーツ及び文化に関する事務の管理・執行における協議について（協議） ○教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について（協議） ○三鷹市生涯学習審議会条例の制定の申出について ○平成28年度一般会計補正予算見積書について ●東京都市町村教育委員会連合会研修推進委員会 出席 ●第1回総合教育会議 出席 ●教育委員会協議会の開催（生涯学習・スポーツ・文化施策に関する事務移管） ●東京都市町村教育委員会連合会理事会 出席
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○三鷹市教育委員会職員の臨時的任用に関する規則の一部改正について ○副校長人事の内申に係る臨時代理の承認について ●市議会本会議出席（教育長）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○三鷹市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について ○三鷹市市民体育施設条例施行規則の廃止について ○三鷹市社会教育委員の委嘱について ○三鷹市公民館運営審議会委員の委嘱について ○三鷹市校内通級教室実施方策（案）について（協議） ●教育委員会協議会の開催（三鷹市校内通級教室実施方策（案）） ●学校訪問（第五小学校・第一中学校） ●東京都市町村教育委員会連合会管外視察研修 出席 ●東京都市町村教育委員会連合会第4ブロック研修会 出席
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○三鷹市川上郷自然の村条例の一部改正の申出について ○三鷹市川上郷自然の村の指定管理者の指定の申出について ○平成28年度一般会計補正予算見積書について ●第2回総合教育会議 出席 ●教育委員会表彰

	●学校訪問（第三中学校）
12月	●市議会本会議出席（教育長）
平成29年	
1月	○平成29年度一般会計予算見積書について ○三鷹市川上郷自然の村条例施行規則の一部改正について ○三鷹市立学校事案決定規程及び三鷹市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について ●学校訪問（第六小学校・第六中学校） ●教育委員会協議会の開催（平成29年度一般会計予算見積書について） ●東京都市町村教育委員会連合会常任理事会・理事会・理事研修会 出席 ●教育委員会と市立小学校・中学校の保護者代表との教育に関する懇談会
2月	○平成29年度基本方針の承認について ○三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正の申出について ○平成28年度一般会計補正予算見積書について ○三鷹市いじめ防止対策推進基本方針の改定案について（協議） ○三鷹市立小・中学校卒業式及び入学式に使用する告辞文について（協議） ○校長人事の内申について ○副校長人事の内申について ●教育委員会協議会の開催（三鷹市いじめ防止対策推進基本方針の改定案について） ●東京都市町村教育委員会連合会研修会 出席 ●市町村教育委員研究協議会 出席
3月	○三鷹市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について ○三鷹市教育委員会事務局処務規則等の一部改正等について ○三鷹市教育委員会所管職員被服貸与規程及び三鷹市教育センター防火管理規程の一部改正等について ○視力障がい者に対するテープ図書貸出規則の一部改正について ○三鷹市いじめ問題対策協議会委員の委嘱又は任命について ○職員派遣に関する協定について ○職員人事について ●市議会本会議出席（教育長） ●第3回総合教育会議 出席 ●教育委員会表彰

第2 主要な事務事業の点検・評価

平成29年度点検・評価対象事業（平成28年度分）は、平成28年度教育委員会「基本方針と事業計画」に記載している事業の中から、三鷹市実施の事業評価で対象としている事業を中心に、以下の15事業とした。

No.	事業名	担当課	事業評価		該当ページ
			進捗状況	成果	
1	コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展	指導課	A	A	9
2	知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実	指導課	A	A	11
3	いじめ防止等の対策の推進	指導課	A	A	13
4	教育支援プラン2022の推進と総合教育相談室事業の充実	学務課	A	A	15
5	特別支援教室「校内通級教室(仮称)」の設置	学務課・指導課・総務課	A	A	17
6	三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成	指導課	A	A	18
7	児童・生徒の安全を見守る体制の充実	学務課	A	A	20
8	学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用	学務課	A	A	21
9	学校施設の長寿命化改修工事の計画的な実施	総務課	A	A	23
10	中学校特別教室等の空調設備整備の推進	総務課	A	A	24
11	高山小学校の学級数増への適切な対応	総務課・学務課	A	A	25
12	川上郷自然の村の効率的な運営の推進	総務課	A	A	26
13	健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進(三鷹中央防災公園・元気創造プラザのオープンに向けた取り組み)	総合スポーツセンター建設推進室・社会教育会館	A	A	28
14	「図書館基本運営方針(仮称)」の策定	図書館	A	A	30
15	図書館サービス網の再編に向けた取り組み	図書館	A	A	31

点検・評価
個別評価表の見方

No.10 中学校特別教室等の空調設備整備の推進			
平成28年度事業計画	(第1部)目標Ⅳ-2	担当課	総務課
事業の背景・目的			
平成22年度から24年度にかけて実施した市立小・中学校への空調設備整備事業に続き、空調設備が一部未整備となっている中学校の特別教室等への追加整備を計画的に進め、児童・生徒の更なる良好な学習環境を整備する。			
平成28年度の取組について			
目標	中学校の空調設備が未整備の特別教室等(44教室)のうち、平成27年度に新たに東京都の補助対象となった23教室の特別教室(木工室、美術室等)について、空調設備設置工事を行う。		
指標	・23教室の特別教室(木工室、美術室等)の空調設備設置工事の完了 (整備対象校6校：整備済の第三中学校を除く全中学校)		
取組状況	平成27年度から計画的に進めてきた中学校特別教室等61教室の空調設備整備について、国・東京都の補助制度による財源確保に努めながら、平成28年度は、木工室、美術室等23教室の整備工事を実施し、良好な教室環境の整備を図った。平成27年度に整備した17教室と合わせて、合計40教室の空調整備が完了している。 残る21教室の空調設備整備については、事業の財源として国庫補助金を確実に確保するため、整備工事費を平成28年度3月予算に計上し、平成29年度に実施することとしている。		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり(計画以上の進捗を含む) B:少し遅れた C:大きく遅れた(行事等の開催が遅れた場合)
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
今後の取組・課題			
平成29年度は、平成27年度から計画的に進めてきた中学校特別教室等61教室の空調設備の最終年次として、多目的室、進路指導室など21教室への空調設備設置工事を行い、良好な教室環境の整備を推進する。			

平成28年度事業計画の該当箇所を記載

事業を実施する目的や事業実施の背景等を記載

平成28年度事業計画と関連付けて、平成28年度単年度の目標を記載

具体的に実施する内容を記載

平成28年度の取組状況を記載

【進捗状況】
B・Cとした場合は、遅れた理由を「取組状況」または「今後の取組・課題」に記載
【成果】
S、B、Cとした場合はその理由を「取組状況」または「今後の取組・課題」に記載
(達成度 S:100%超、A:90~100%、B:70%~90%未満、C:70%未満または取組方針変更等)

平成28年度の取組状況を踏まえ、翌年度以降の取組と課題を記載

No.1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

平成28年度事業計画

(第1部)目標Ⅰ-1,2,3 Ⅱ-1

担当課

指導課

事業の背景・目的

三鷹市教育ビジョン2022(第1次改定)を踏まえ、小・中一貫カリキュラムに基づく義務教育9年間の連続性と系統性のある指導の充実を図り、児童・生徒の人間力、社会力及び確かな学力を育む教育の充実と発展を目指す。また、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画し、学校教育を支援する「コミュニティ・スクール」を基盤とした学校づくりを推進し、学園としての教育力の向上を図る。

平成28年度の実施について

<p>目標</p>	<p>(1) 開園10周年を迎えるにしみたか学園について、講演会の実施や記念誌の作成などの記念事業を開催する。</p> <p>(2) 学園・学校での教育活動の成果を検証し、改善を絶えず行えるよう、自律的な学園・学校経営の推進に向けた学校評価・学園評価の計画的な実施を図る。</p> <p>(3) コミュニティ・スクール委員会会長を対象とした「コミュニティ・スクール連絡会」や「コミュニティ・スクール会長・副会長連絡会」、「コミュニティ・スクール委員研修会」を活用し、学園間の交流・連携の推進を図るとともに、協議の活性化に向けた熟議等を推進する。</p> <p>(4) 地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちを育む活動を推進するため、学園やコミュニティ・スクール委員会の広報活動及び「学校支援者養成講座」等、三鷹ネットワーク大学と連携した研修機能を充実する。</p> <p>(5) 「三鷹市立学校小・中一貫教育の推進に係る実施方策」に基づく小・中一貫教育の充実により、学園として一体感のある教育を推進する。</p>
<p>指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合の増加 ・学校支援ボランティアの登録者数及び参加者数の増加 ・各学園のコミュニティ・スクールだより等を活用した積極的な広報活動、研修会や学校支援者養成講座の充実
<p>取組状況</p>	<p>(1) にしみたか学園が開園10周年を迎えたことを機に、これまでの「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」のあゆみとその取り組みを総括し、今後の小・中一貫教育及びコミュニティ・スクール活動の継続・発展に向けて、10周年記念式典及び講演会を開催するとともに、記念誌を作成し、次の10年を考える機会とした。</p> <p>(2) 前年度の各学園の評価・検証報告(学園運営、教育活動等の成果や課題と改善策等)のまとめを予定どおり6月に公表し、コミュニティ・スクール委員会等で情報提供を行った。最終報告にあたっては、校長会や学園長会議等での進捗状況の確認により、コミュニティ・スクール委員会及び学校運営協議会による学校関係者評価(2回)を活用した学校評価・学園評価を計画どおりに実施し、改善策が次年度の学校運営方針に反映されるようにする等、自律的な学</p>

		<p>園・学校運営を推進した。</p> <p>(3) コミュニティ・スクール委員会の体制が円滑に進むよう、会長を対象としたコミュニティ・スクール連絡会を2回実施するとともに、コミュニティ・スクール会長・副会長連絡会(2回)を熟議形式で行い、学園間の情報交換及び交流の機会とした。2月には、コミュニティ・スクール委員研修会を開催し、10年の節目にあたり、文部科学省の基調講演と熟議を行い、これまでの取り組みと成果を振り返るとともに、持続可能なコミュニティ・スクールの発展を目指して、その理念や目的の共通理解を図る中で、有意義な意見交換を行った。</p> <p>(4) カラー版のコミュニティ・スクールだよりの発行により、各学園ともに内容の充実や見せ方の工夫を図り、コミュニティ・スクールの活動等が保護者、地域等に広く浸透していくような広報活動の推進に努めた。また、三鷹ネットワーク大学と連携した「学校支援者養成講座」を2回実施し、学園の活動報告と意見交換により、学園間の交流、連携の機会とした。</p> <p>(5) 各指標の結果について、市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合は、平成27年度と比べ2.8ポイント増の82.2%となった。また、学校支援ボランティアの参加者数は、情報発信の充実やコミュニティ・スクール委員会の創意工夫により、平成27年度と比較して、3,527人増の20,350人となった。登録者数も、平成27年度と比較して、84人増の2,855人と増加し、多くの支援者が学校教育に携わり、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実に向けて取り組んだ。</p>	
事業 評価	進捗状況 に対する評価	A	A:計画どおり(計画以上の進捗を含む。) B:少し遅れた C:大きく遅れた(行事等の開催が遅れた場合)
	成果に に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
<p>今後の取組・課題</p> <p>平成30年度に3学園が開園10周年を迎えるにあたり、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の成果を総括し、持続可能なコミュニティ・スクール活動の継続・発展に向けた記念事業の検討を行う。また、学園長会議、コミュニティ・スクール委員会等において、国や東京都の動向等も含めた最新の情報を共有し、次のステップに向けた方策を検討していく。コミュニティ・スクールの手引きについても、法改正や意見交換等を踏まえて、より理解に役立つ実践的な内容となるよう、改訂版の発行に向けて作業を進める。</p> <p>各コミュニティ・スクール委員会が発行している「コミュニティ・スクールだより」を年複数回、カラー刷りで印刷できるように支援を充実することなどにより、コミュニティ・スクールだより、コミュニティ・スクールガイド等によるコミュニティ・スクールの意義、活動内容、成果等の情報発信を充実し、地域の理解を深め、学校支援者の拡大を図る。また、学校支援ボランティアについては、三鷹ネットワーク大学と連携した学校支援者養成講座の充実等により、更なる支援者の裾野の拡大と支援内容の充実に向けて努めていく。</p> <p>次期学習指導要領の改訂に伴い、三鷹市の小・中一貫カリキュラムを見直し、義務教育9年間の連続性と系統性のある学習の充実と教員の授業改善の推進を図る。</p>			

No.2 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

平成28年度事業計画

(第1部)目標Ⅱ-2

担当課

指導課

事業の背景・目的

「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」に基づき、9年間の義務教育における学びの連続性と系統性を明確にした学習指導の推進を図る中で、知・徳・体の関連に配慮しながら、様々な教育活動を充実させ、「人間力」、「社会力」の一層の育成に努める。

平成28年度の実施について

<p>目標</p>	<p>(1) 確かな学力の育成 ・「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)の活用による主体的・協働的な課題解決学習や双方向型の学習に向けた学習指導の改善</p> <p>(2) 豊かな心の育成 ・「特別の教科 道徳」の主旨を踏まえた道徳の授業改善</p> <p>(3) 健やかな体の育成 ・体力調査を基にした各校の課題に応じた取り組みの推進と、オリンピック・パラリンピック教育推進委員会における情報共有を基にした日常的な指導の充実</p>
<p>指標</p>	<p>・「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)を活用した教員研修の充実</p> <p>・「特別の教科 道徳」の教育課程における位置付けの強化と道徳教育推進委員会を活用した各学校での道徳の授業改善</p> <p>・オリンピック・パラリンピック教育推進委員会の開催状況及び体力・運動能力調査結果を踏まえた各学校での実践と運動の日常化</p>
<p>取組状況</p>	<p>(1) 「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)の活用による学習指導の改善に向け、全校の教員の自己申告書に位置付け、管理職による授業観察・指導を行うとともに、教育委員会においても、訪問指導や年次研修における指導を通年で実施した。</p> <p>(2) 「特別の教科 道徳」の主旨を踏まえた道徳の授業改善として、全校の教育課程に全体計画及び年間指導計画を位置付けた。指導課訪問においては訪問した中学校全校(4校)において道徳を研究授業に位置付け指導を行うとともに、校長、副校長、教員で構成する道徳教育推進委員会(6回)を実施し、「考え、議論する道徳」を目指した指導方法や評価、指導計画について検討するとともに、授業改善に向けた授業研究(3回)を行い、市全体の道徳教育向上を図った。</p> <p>(3) 全小・中学校においてオリンピック・パラリンピック教育を年間35時間以上実施し、オリンピックやパラリンピアンを招聘した講演・実技指導等幅広く展開した。また、校長、副校長、教員で構成するオリンピック・パラリンピック教育推進委員会を予定より1回増やして年6回開催し、各校の効果的</p>

		<p>な実践を共有するとともに実践資料をまとめ、三鷹市における取り組みの推進を図った。2月にはオリンピック・パラリンピック教育重点校（南浦小）において実践報告会を実施し、成果を共有した。</p> <p>各学校で運動の日常化を図る取り組みを推進してきたが、体力・運動能力調査では、小学校では「反復横跳び」「ソフトボール投げ」「長座体前屈」「上体起こし」の種目でほとんどの学年で課題がみられた。中学校では「握力」を除く全種目で都平均を上回る結果となった。各学校では休み時間を含めた運動の日常化を図る取り組みを推進した。</p> <p>これに加えて体育的行事における事故防止の観点から、平成29年度以降の方針を示すとともに、「体育に関わる安全指導検討委員会」を設置し、「安全な体育的活動の指導資料」を作成し、3月に安全な体育的活動のための実技研修を実施した。</p>	
事業 評価	進捗状況 に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
<p>今後の取組・課題</p> <p>(1) 「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）及び次期学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の視点を生かした更なる授業改善を行う。全国学力・学習状況調査結果等の検証・分析を行い、各校の課題に対応した授業改善と個に応じた指導の充実を図る。</p> <p>(2) 平成29年度は小学校道徳科の教科書採択、平成30年度は学習評価（ともに中学校は1年後）の実施年となるため、道徳教育推進委員会における学習評価のあり方の検討、道徳教育拠点校における授業公開への参加等を通して、「考え、議論する道徳」の周知と内容の徹底を図る。なお、「小・中一貫カリキュラム」の作成においても道徳部会を設置し、系統性・連続性を踏まえた9年間の指導について検討を行う。</p> <p>(3) 体力調査結果の課題を踏まえ、各校でオリンピック・パラリンピック教育及び体育指導の改善を図るとともに、中学校保健体育科の専門性を生かした取り組みを学園内小学校で推進することにより体力向上を図る。なお、オリンピック・パラリンピック教育推進校や体力調査結果において成果のある取り組みについて、オリンピック・パラリンピック教育推進委員会で一層共有化を図ることにより、効果的な体育・保健体育授業のあり方を共有する。</p>			

No.3 いじめ防止等の対策の推進

平成 28 年度事業計画

(第 1 部)目標Ⅱ-4

担当課

指導課

事業の背景・目的

平成 25 年 9 月 28 日のいじめ防止対策推進法の施行を踏まえて、平成 27 年 1 月に「三鷹市いじめ防止対策推進条例」を施行するとともに、条例に基づく「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を策定した。市と教育委員会が連携・協力して、学校、家庭・地域とともに、いじめ防止対策の充実と推進を図る。

平成 28 年度の取組について

<p>目標</p>	<p>(1) いじめ問題対策協議会による、いじめ防止対策の点検・評価と「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」の見直し</p> <p>(2) 学校いじめ対策委員会による組織的な対応といじめ対策年間計画に基づく未然防止・早期発見の取り組みの推進</p> <p>(3) いじめ問題対策協議会を活用した効果的な取り組みの推進</p>
<p>指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」の改定 ・「三鷹市いじめ防止対策推進条例」及び「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を踏まえた「学校いじめ防止基本方針」の改定及びホームページでの公表 ・各学校におけるいじめの問題の解決に向けた児童・生徒の主体的活動の実施
<p>取組状況</p>	<p>(1) 「いじめ問題対策協議会」を年 3 回開催し、三鷹市立学校で発生したいじめの実態や各学校・学園の取り組みの検証を行った。協議会において現状を踏まえた三鷹市としての対応への提言を受けるとともに、国や東京都における対策強化の動向等を踏まえ、教育委員会定例会や総合教育会議での協議を経て、3 月に「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を改定した。改定では、「いじめの定義」の周知と共有化を図るとともに、軽微な「いじめ」を見逃さない教職員の鋭敏な人権感覚の一層の向上、学校いじめ対策委員会による組織的な対応の徹底、保護者や地域への周知の重要性など、いじめ防止について実効的な対策を進めることを目指して、内容の充実を図った。また、基本方針の改定に合わせて、児童・生徒用及び家庭・地域用の「いじめ防止リーフレット」を作成し、全児童・生徒及び家庭、コミュニティ・スクール委員に配布した。</p> <p>(2) 各学校で見直しを行った平成 28 年度「学校いじめ防止基本方針」を保護者会等で周知し、ホームページにて公表した。また、「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」の改定を踏まえて、各学校において「学校いじめ防止基本方針」の改定作業を行った。</p> <p>(3) 各学校での児童・生徒主体の取り組みが進み、標語づくり、いじめ撲滅に向けた子ども熟議、ポスターの作成、朝礼等での呼びかけ、いじめ撲滅月間等の取り組みを行い、児童・生徒自らがいじめを許さない意識を高める取り組みを各校で実施した。</p>

事業 評価	進捗状況に 対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に 対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

基本方針の改定を受け、平成 29 年度は基本方針の改定内容の周知、「学校いじめ防止基本方針」への位置付け、「学校いじめ対策委員会」におけるいじめ防止対策の強化、軽微ないじめに対する教師の鋭敏な人権感覚の醸成に向けた研修、「いじめ防止リーフレット」の効果的活用による学校、家庭、地域によるいじめの抑止等を推進する。「いじめ問題対策協議会」においては、三鷹市立学校におけるいじめの実態に沿った対応の強化策の検討、学校、家庭、地域によるいじめの抑止に向けた効果的啓発や解消率のさらなる向上に向けたより効果的な指導の充実を課題として取り組みを推進する。

No.4 教育支援プラン 2022 の推進と総合教育相談室事業の充実

平成 28 年度事業計画

(第 1 部)目標Ⅱ-5

担当課

学務課

事業の背景・目的

三鷹市教育支援プラン 2022 に基づき、様々な子どもの状況に応じたきめ細かな教育支援の充実を図り、障がいのある子もいない子も学校・家庭・地域の力を得て、次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援する。一人ひとりのニーズに応えられる教育支援を推進し、0歳からの教育支援が行えるよう、福祉・保健・医療等諸機関との連携、相談、支援体制を強固にしていく。

また、通常の学級においても教育支援を必要とする子どもに対して適切に対応できるよう教員研修体制を整備する。

平成 28 年度の取組について

目標	<p>(1) 乳幼児・児童・生徒等の一人ひとりのニーズに応じた支援を推進するために、個別指導計画・個別の教育支援計画ガイドラインに基づく確かな実態把握と計画の作成を行い、活用を図る。</p> <p>(2) 教育支援推進委員会において、授業改善の観点から、教育支援プラン 2022 の推進状況を検証する。</p> <p>(3) 福祉・保健・医療等関係機関と連携した支援を進めるスクールソーシャルワークを拡充し、子どもの貧困対策への対応も含めた児童・生徒や保護者へのよりの確かな支援のために、学校や総合教育相談室と子ども家庭支援ネットワークとの緊密な連携を図る。また、教育相談員や市配置のスクールカウンセラーによるスクールソーシャルワークを強化する。</p>
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に対する的確な個別指導計画・個別の教育支援計画の作成と活用 ・通常の学級における誰にでもわかりやすい授業及び特性に応じた授業の改善 ・子どもの貧困対策への対応も含めた、教育相談員や市配置のスクールカウンセラーによるスクールソーシャルワークの強化
取組状況	<p>(1) 個別指導計画・個別の教育支援計画ガイドラインの周知と活用の定着により、個別指導計画については、各校 5%前後の児童・生徒に対して作られており、各校で教育支援コーディネーターを中心に、学習・行動面のチェックシート等の活用による実態把握をもとに、作成と活用が図られた。</p> <p>(2) 教育支援推進状況調査を全小・中学校において実施し、その結果を基に、教育支援推進委員会において、授業改善の観点から教育支援プラン 2022 の推進状況の検証を行った。各学校において、学習の流れの可視化や板書計画の作成等、小・中学校ともに誰にでもわかりやすいユニバーサルデザインに取り組むようになったことが確認された。</p> <p>(3) 市配置のすべてのスクールカウンセラーをスクールソーシャルワーカーに</p>

	<p>拡充し、ニーズに対して、より迅速に対応したことにより、関係機関との連携件数が 384 件（27 年度比 160 件増、約 1.7 倍）となり、子どもを取り巻く環境の改善を図った。</p>		
事業 評価	進捗状況 に対する評価	A	<p>A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。）</p> <p>B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）</p>
	成果に に対する評価	A	<p>S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた</p> <p>B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等</p>
<p>今後の取組・課題</p>			
<p>平成 29 年度は、教育相談員・市スクールカウンセラーに加え、就学相談員によるスクールソーシャルワーカー活用事業の拡充を図り、安定した家庭生活を送ることが難しい家庭や、不登校、子どもの貧困対策を含めた家庭支援における福祉・保健・医療等関係機関との連携を充実させる。</p>			

No.5 特別支援教室「校内通級教室（仮称）」の設置

平成28年度事業計画

(第1部)目標Ⅱ-5

担当課

学務課・指導課・総務課

事業の背景・目的

東京都の「特別支援教室の導入ガイドライン」に基づき、児童が在籍している学校で、児童の特性に応じた自立活動や教科の補充指導等を行う「校内通級教室（仮称）」を平成30年度までに市内全小学校に設置する。平成28年度は、指導内容・指導方法や教員の育成・専門性の向上等に向けた検討を進め、実施方策を策定するとともに、平成29年度に開設する東部地域9校の施設整備を行う。

平成28年度の実施について

目標	<p>(1) 校内通級教室プロジェクト・チーム、検討グループ、ワーキンググループを設置し、指導内容・指導方法や教員の育成・専門性の向上等に向けた検討を進め、実施方策を策定する。</p> <p>(2) 市内全小学校（15校）のうち平成29年度に「校内通級教室（仮称）」を設置する東部地域9校の準備（施設整備、対象者の確定等）を行う。</p>		
指標	<ul style="list-style-type: none"> 指導内容・指導方法や教員の育成・専門性の向上等に向けた検討を行い、実施方策を策定 校内通級教室（仮称）の設置に向けて、市内15小学校のうち東部地域9校の施設整備など準備 		
取組状況	<p>校内通級教室の設置に向け、校内通級教室プロジェクト・チーム、検討グループ、ワーキンググループの会議をそれぞれ7回、4回、17回開催し、会議での意見等を踏まえ、10月に「三鷹市校内通級教室実施方策」を、3月に「校内通級教室実施要領」を策定した。</p> <p>東部地域の小学校9校については、教室の環境整備とともに、平成29年4月からの巡回指導開始に向けて、準備を行った。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

平成29年度は、東部地域9校の校内通級教室において、教員による巡回指導を開始し、適切な運営を行いながら、総合的な見地から成果と課題を検証する。また、西部地域については、新たに拠点校となる第二小学校を含む6校の施設整備など、平成30年度の校内通級教室開設に向けた準備を進める。

No.6 三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成

平成 28 年度事業計画

(第 1 部)目標Ⅲ-2

担当課

指導課

事業の背景・目的

平成 25 年 3 月に策定した「三鷹市立学校人財育成方針」に基づき、キャリアパスを示しながら、優れた指導力と教育者としての愛情あふれる教員の育成を推進し、三鷹の子どもたちのために教育指導の充実を図る。

平成 28 年度 of 取組について

目標	<ul style="list-style-type: none"> (1) 三鷹市立学校人財育成方針を踏まえた三鷹市の教育が求める教員の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・教員研修等の機会を活用した「三鷹市立学校人財育成方針」の周知と各校における O J T の促進 (2) 資質向上に向けた教員研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・若手教員育成のための研修の充実 ・各教員の「キャリア・プラン」に基づく研修や国及び都で行う研修への参加奨励 (3) 学校の組織的な教員研修・研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中一貫教育校の推進に向けた学園ごとの小・中学校合同研修の推進
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・「三鷹市立学校人財育成方針」を踏まえた教員研修の実施 ・3 年次までの教員を対象とした「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)を活用した授業研究の実施回数 ・各学園における学園研究会の実施状況及び成果の共有
取組状況	<p>(1) 校長会、副校長会及び主任・主幹教諭研修において、「三鷹市立学校人財育成方針」の周知を行った。なお、「三鷹市立学校人財育成方針」を人事考課に位置付け全校実施し O J T を促進した。</p> <p>(2) 学校管理職育成に向けて各学校の若手ミドルリーダーを対象とした、学校マネジメント講座等の学校リーダー育成プログラムを実施し、「三鷹市立学校人財育成方針」を踏まえたキャリア支援を実施した。30 代の主任教諭層が受講し、指導主事職や副校長職を目指す意識を高めることができた。今後選考管理職 A・B 選考受験に向けた働きかけを進め、管理職育成に努める。</p> <p>1 年次から 3 年次の教員に対し、サービスや社会人としてのマナー、生活指導等、実践的に活用できる研修を実施するとともに、「学びのスタンダード」を活用した授業力向上のための実践的な研修を実施した。</p> <p>3 年次までの教員を対象とした「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)を活用した授業研究をセンター研修として計 8 回実施するとともに、指導課参与による「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)を活用した指導を年間 154 回実施した。</p> <p>(3) 平成 28 年度学園研究会を全ての学園で実施した。協力校としては、中央学園(1 年次)がアクティブラーニングの視点を取り入れた授業改善に取り組む</p>

		<p>とともに、東三鷹学園（2年次）は「学力・人間力・社会力を育む小・中一貫教育」～ユニバーサルデザイン（UD）を取り入れた指導方法の工夫・改善～の発表を行い、成果の共有を行った。奨励校としては、第五中学校が教育支援の視点を取り入れた「道徳・QUを活用した、学年・学級経営の展開」について成果の共有を行った。</p> <p>三鷹ネットワーク大学と共催で実施し、教員のインターンシップ制度として三鷹市の人財育成に位置づけている「みたか教師力養成講座」では、平成 28 年度修了生のうち、平成 29 年度の東京都の教員採用選考に合格し、市内で教員として採用された者は 10 名（平成 27 年度は 7 名）であった。平成 29 年度の三鷹市の新規採用教員（期限付任用教員を含む）30 名の 1/3 となり、三鷹の教育を理解させて養成した教員の採用ができた。</p>	
事業 評価	進捗状況 に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
<p>今後の取組・課題</p> <p>「三鷹市立学校人財育成方針」については、引き続き周知を図り、効果的に人財育成を図ることが重要である。</p> <p>平成 29 年度は、次期学習指導要領の周知と内容の徹底の年度であることから、主体的・対話的で深い学びの視点を生かした授業改善について「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）を生かしながら浸透させていく。</p> <p>学園研究及び研究指定校については、都の委託事業も効果的に活用し、次期学習指導要領の対応への移行を進める。なお、研究成果の共有・活用を計画的に進めることで、組織的な教員研修・研究の推進を図る。</p> <p>「みたか教師力養成講座」については、修了した合格者の三鷹市への配置を今後更に東京都教育委員会に働きかけていく。</p>			

No.7 児童・生徒の安全を見守る体制の充実

平成28年度事業計画

(第1部)目標Ⅳ-1

担当課

学務課

事業の背景・目的

現在、学校安全推進員（スクールエンジェルス）の活用や、全市立小・中学校に設置した防犯カメラ、非常通報装置などの適切な運用により、学校における児童・生徒の安全確保に努めているところであり、今後も、引き続き市や関連機関等と連携を図りつつ、一層の児童・生徒の安全を見守る体制の充実を図る。

平成28年度の実施について

目標	学校と地域等が連携して行う通学路の見守り活動を補完するため、東京都の通学路防犯設備整備補助制度を活用し、小学校の指定通学路上に防犯カメラを設置することにより、児童のさらなる安全確保を図る。また、地域特性を踏まえ、市単独事業として中学校の通学路にも防犯カメラを設置する。		
指標	・小学校4校（第一小、第六小、井口小、東台小）の通学路各5か所、中学校1校（第七中）の通学路3か所に防犯カメラを設置する。		
取組状況	東京都の補助制度を活用し、平成28年度は小学校4校の通学路に各校5台の防犯カメラを設置し、15校中9校の通学路への設置が完了した。また、地域の特性を踏まえ、第七中学校の通学路に3台の防犯カメラを設置した。 設置場所については、各校において防犯カメラ設置場所検討協議会を設置し、学校をはじめPTAや交通安全対策地区委員会、青少年対策地区委員会等の地域の関係者との協議のうえ、保護者、地域の理解を得ながら、地域の実情に応じた設置場所を選定することにより、児童の安全確保の向上を図った。		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

学校と地域等が連携して行う通学路の見守り活動を補完するため、平成29年度は、引き続き、保護者、地域の理解を得ながら、新たに小学校3校（第二小、南浦小、中原小）の通学路への防犯カメラの設置に取り組み、通学路における児童・生徒の安全確保の強化を図る。学校、保護者、地域等との協議の中で通学路の見守り活動の一層の充実を検討しながら、学校と地域・関係諸機関と連携した総合的な地域の防犯力の向上を図っていく。

No.8 学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用

平成 28 年度事業計画

(第 1 部) 目標Ⅳ-1

担当課

学務課

事業の背景・目的

学校給食の充実と効率的運営を図るため、学校給食調理業務の民間委託の拡大を推進し、全校委託に向けて実施する対象校の検討・決定を行うとともに、引き続き学校給食による食育の推進と調理施設・設備などの改善を行う。

委託実施校ごとに設置している「学校給食運営協議会」において課題の把握と改善に向けた検討を行う。

市内産の野菜を積極的に学校給食に取り入れることにより新鮮でおいしい給食を提供するとともに地産地消を促進し、市内産野菜の活用を推進する。

平成 28 年度の実績について

<p>目標</p>	<p>平成 29 年度から給食調理業務委託を開始する大沢台小、委託開始から 5 年目を迎える第四小、南浦小、東台小、第一中、第五中について、事業者の選定を行う。また、平成 28 年度新たに給食調理業務の民間委託を実施する羽沢小、第七中及び既委託実施校について、実施状況の把握を行う。</p> <p>市内産野菜の活用については、市内産野菜活用推進連絡協議会等を開催し、使用率の向上に向けた具体的な方策の検討を行う。</p>
<p>指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・羽沢小、第七中で給食調理業務委託を開始するとともに、大沢台小の給食調理業務委託事業者を選定 ・平成 29 年度から新たに 1 校の委託化準備を行い、委託校を計 16 校とする。 ・市内産野菜の活用に係る市内産野菜活用推進連絡協議会等の開催と使用率向上に向けた協議の実施
<p>取組状況</p>	<p>前年度からの準備作業の結果、平成 28 年 4 月から、新たに羽沢小と第七中で自校方式による給食調理業務委託を開始することができた。これにより、平成 28 年度の委託校は計 15 校となった。また、平成 29 年度から給食調理業務委託を開始する大沢台小について、プロポーザル方式による事業者選定・決定を行い、平成 29 年 4 月の委託開始に向けて引継等準備を進めた。</p> <p>学校給食における市内産野菜の活用については、J A 東京むさしと連携しながら、市内産野菜活用推進連絡協議会を開催し、市内産野菜の使用率向上に向けて、野菜の集約、調整、配送等の供給システムの構築などの検討を行うとともに、各学校において、更なる活用に努めた。</p> <p>なお、平成 28 年 11 月 22 日には、児童に市内産野菜のおいしさ、都市農業の大切さを実感してもらうため、J A 東京むさしから提供を受けた市内産野菜を使用した「三鷹産野菜カレーの日」を市内全小学校の給食で実施した。当日、使用</p>

	した野菜の量は、市内産野菜年間使用量の約6%に相当する量で、使用率の向上にもつながった。		
事業 評価	進捗状況 に対する評価	A	A:計画どおり(計画以上の進捗を含む) B:少し遅れた C:大きく遅れた(行事等の開催が遅れた場合)
	成果に に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
今後の取組・課題			
<p>学校給食調理業務の委託化については、学校給食運営協議会等の場で、委託業務の履行状況を常に確認しながら、引き続き学校給食の充実と運営の安定化を図るとともに、新規委託校による給食調理業務の開始及び平成30年4月から委託開始に向けて準備を進める。</p> <p>学校給食における市内産野菜の活用を推進し、新鮮でおいしい給食の提供と食育の推進、地産地消の促進を図るため、JA東京むさしと連携し、生産から出荷までのシステムやモデル事業の検討と準備を進める。</p>			

No.9 学校施設の長寿命化改修工事の計画的な実施

平成 28 年度事業計画

(第 1 部)目標Ⅳ-2

担当課

総務課

事業の背景・目的

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、地域の防災拠点としての役割を担う施設であることから、老朽化対策と非構造部材の耐震化を含めた学校施設の長寿命化改修工事を計画的に実施し、安全で快適な学校施設の整備を推進する。

平成 26 年度に実施した学校施設における非構造部材の耐震化及び老朽度調査の結果を踏まえて、平成 27 年度に策定した方針に基づき、長寿命化改修工事の計画的な実施を図る。長寿命化改修工事では、屋上防水、外壁塗装、窓改修やトイレ改修、バリアフリー施設の整備とともに、天井材、照明器具など非構造部材の耐震対策に取り組む。

平成 28 年度の取組について

目標	平成 27 年度に策定した「三鷹市立小・中学校長寿命化改修整備方針」に基づき、第七小学校長寿命化改修工事実施設計を行う。		
指標	・第七小学校長寿命化改修工事実施設計の完了		
取組状況	<p>平成 29 年度の工事実施に向けて、第七小学校の長寿命化改修工事実施設計を完了した。</p> <p>現場調査と学校との協議を重ねながら設計を進め、工事内容としては、安全で快適な教育環境の整備に向けて、屋上防水、外壁改修、窓改修、照明改修に加え、非構造部材の耐震化、誰でもトイレの設置、校舎及び体育館の出入口スロープの設置等を予定している。</p> <p>第七小学校の改修事業費については、事業の財源として国庫補助金を確実に確保するため、平成 28 年度 3 月補正予算に計上し、平成 29 年度に実施することとしている。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

平成 29 年度は、今回の実施設計に基づき第七小学校長寿命化等改修工事を実施するとともに、平成 30 年度の改修工事に向けて、第二小学校及び第一中学校の実施設計に取り組む。

No.10 中学校特別教室等の空調設備整備の推進

平成 28 年度事業計画

(第 1 部) 目標Ⅳ-2

担当課

総務課

事業の背景・目的

平成 22 年度から 24 年度にかけて実施した市立小・中学校への空調設備整備事業に続き、空調設備が一部未整備となっている中学校の特別教室等への追加整備を計画的に進め、児童・生徒の更なる良好な学習環境を整備する。

平成 28 年度の取組について

目標	中学校の空調設備が未整備の特別教室等（44 教室）のうち、平成 27 年度に新たに東京都の補助対象となった 23 教室の特別教室（木工室、美術室等）について、空調設備設置工事を行う。		
指標	・ 23 教室の特別教室（木工室、美術室等）の空調設備設置工事の完了 （整備対象校 6 校：整備済の第三中学校を除く全中学校）		
取組状況	<p>平成 27 年度から計画的に進めてきた中学校特別教室等 61 教室の空調設備整備について、国・東京都の補助制度による財源確保に努めながら、平成 28 年度は、木工室、美術室等 23 教室の整備工事を実施し、良好な教室環境の整備を図った。平成 27 年度に整備した 17 教室と合わせて、合計 40 教室の空調整備が完了している。</p> <p>残る 21 教室の空調設備整備については、事業の財源として国庫補助金を確実に確保するため、整備工事費を平成 28 年度 3 月予算に計上し、平成 29 年度に実施することとしている。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
			A:目標を達成できた

今後の取組・課題

平成 29 年度は、平成 27 年度から計画的に進めてきた中学校特別教室等 61 教室の空調整備の最終年次として、多目的室、進路指導室など 21 教室への空調設備設置工事を行い、良好な教室環境の整備を推進する。

No.11 高山小学校の学級数増への適切な対応

平成28年度事業計画

(第1部)目標Ⅳ-5

担当課

総務課・学務課

事業の背景・目的

市内の年少人口については増加傾向が続くことが予想されており、学級数の増加も想定されることから、小学校の普通教室の確保が課題となっている。なお、年少人口増加の要因となる新規の宅地開発や中規模以上のマンション建設は、一定の地域に集中する傾向があり、児童・生徒数の変化にも地域差が生じている。

こうした現状を踏まえ、地域特性を考慮した年少人口の将来予測シミュレーションを行うとともに、適正な学習環境の確保に向けた取り組みを進める。

平成28年度の実績について

目標	<p>児童数の増加により、新たに普通教室の確保が必要となる高山小学校について、平成27年度に行った実施設計に基づき、平成29年4月からの使用開始に向けて時限付き新校舎の整備工事を行う。</p> <p>庁内プロジェクト・チームでの年少人口の将来予測シミュレーションの更新・検証を行う。</p>	
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・高山小学校時限付き新校舎整備工事の完了 ・庁内プロジェクト・チームによる検討会議の実施 	
取組状況	<p>高山小学校について、平成27年度に行った実施設計に基づき、時限付き新校舎の整備工事を実施した。新校舎には、普通教室8教室に加え、多様な教育活動を行うための施設として、2階に多目的室、1階に第二理科室、子どもたちの安全安心の観点から、教員が常駐できるよう第二職員室、保健室を配置している。さらに、エレベーターや誰でもトイレを設置するなど、バリアフリーにも配慮した施設となっており、平成29年4月からの使用開始に向けて適正な学習環境を確保することができた。</p> <p>また、年少人口の将来予測を更新し、庁内プロジェクト・チームでの情報共有を図った。</p>	
事業評価	進捗状況に対する評価	<p>A A:計画どおり(計画以上の進捗を含む。)</p> <p>B:少し遅れた C:大きく遅れた(行事等の開催が遅れた場合)</p>
	成果に対する評価	<p>A S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた</p> <p>B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等</p>

今後の取組・課題

児童・生徒数及び学級数については、さまざまな要素を勘案した将来推計の更新を行い、中長期的な課題を抽出しながら、適正な学習環境の確保に向けた取り組みを進める。

下連雀五丁目第二地区地区計画における土地利用の方針を踏まえ、A地区において相当規模の共同住宅の建設が予想されることから、最新の正確な情報に基づき、将来推計の見直しを行い、通学区域の変更を中心に、総合的な視点から適切な対応を検討する。

No.12 川上郷自然の村の効率的な運営の推進

平成 28 年度事業計画

(第 1 部)目標Ⅳ-7

担当課

総務課

事業の背景・目的

「三鷹市川上郷自然の村」は、市立小・中学校の児童・生徒が豊かな自然環境の中で学習活動を行う校外学習施設として設置し、また、学校が使用しない期間は、広く市民がレクリエーション活動を行う施設として活用している。

平成 27 年度に「三鷹市川上郷自然の村の今後のあり方に関する方針」を確定し、小・中一貫教育の中で学園の小学校 2 校合同で実施する小・小連携の意義など、市立小・中学校の自然教室を川上郷自然の村で実施することの有効性等を確認する中で、引き続き校外学習施設・市民保養施設として活用を図ることとした。このことを踏まえ、計画的な施設改修を実施するとともに、さらなる経費削減や一般利用者拡大など、指定管理者制度を活用した効率的な施設運営を図る。

平成 28 年度 of 取組について

目標	<p>施設の効率的な運営について、指定管理者との連携による集客につながる魅力ある自主事業の実施などにより、利用者の更なる拡大を目指す。また、計画的な施設改修を実施するとともに、施設運営の一層の効率化に向けた改善に取り組む。現在の指定管理期間が平成28年度末で終了するため、次期指定管理期間に向けて、柔軟な料金制度の導入等指定管理者の裁量を生かした管理運営方法やサービス向上策を検討し、指定手続を進める。</p>		
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・一般利用者数12,500人以上 ・柔軟な料金制度の導入等、次期指定管理期間に向けた管理運営方法の検討 		
取組状況	<p>平成 2 年の施設開設以降の物価上昇や消費税率の引上げ、月ごとの利用状況等を踏まえ、第 4 回市議会定例会での条例改正の議決を経て、料金改定を行うとともに、時期ごとの新たな料金区分を設けた。また、無料で主に団体貸切りで利用されていた多目的広場（グラウンド）の利用料金を新設した（改定料金はいずれも平成 29 年 4 月から適用）。また、平成 29 年度から 5 年間を指定管理期間として、引き続き、一般財団法人川上村振興公社を指定管理者として指定した。</p> <p>利用者数の拡大に向けて、指定管理者と連携しながら、スポーツクラブ等の団体利用や他自治体の移動教室の利用拡大、年間を通じた各種ツアーの実施などに取り組んだ結果、平成 28 年度の一般利用者数は 11,526 人となり、年間目標（12,500 人）には届かなかったものの、過去最高を記録した平成 27 年度（11,630 人）に次ぐ利用者数となった。施設の改修については、施設のあり方に係る検討結果に基づき、維持補修工事のほか電話交換機設備交換工事等の施設改修工事を実施した。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	<p>A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。）</p> <p>B:少し遅れた</p> <p>C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）</p>

	成果に 対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た B:おおむね目標を達成できた	A:目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
今後の取組・課題				
<p>平成 29 年 4 月の新たな指定管理期間の開始と利用料金の改定を踏まえて、指定管理者との緊密な連携のもとで、集客につながる魅力ある自主事業の企画、ホームページの充実や市イベント等での P R など積極的な広報活動の実施、利用者満足度向上に向けたサービスの充実などにより、利用者のさらなる拡大に向けた取り組みと効率的な運営の推進を図る。料金改定については、引き続き丁寧な周知を図るとともに、料金改定の影響を含めて運営状況の検証を行う。また、計画的な施設改修を実施するとともに、施設運営の一層の効率化に向けた改善に努める。</p>				

	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た B:おおむね目標を達成できた	A:目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
今後の取組・課題				
<p>施設整備の段階から、管理運営の段階を迎え、施設を多様な市民にご利用いただく過程において、より安全性を増し、使い勝手が良くなるよう提案をいただきながら、可能な限り不備な点については設備等を改善し、健康・スポーツ、生涯学習に係る魅力的で有意義な事業を展開することによって、市民の利用満足度の向上に努めていく。</p>				

No.14 「図書館基本運営方針（仮称）」の策定

平成 28 年度事業計画

(第 2 部)目標Ⅲ-1

担当課

図書館

事業の背景・目的

時代の変化により多様化する市民ニーズや社会の要請に対応し、図書館が果たすべき機能と役割、運営の方向を明確にし、図書館サービスの向上と図書館機能の充実を図るため、「図書館基本運営方針（仮称）」の策定を進める。図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号）において策定し、公表するように努めることとされている図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針と同方針を踏まえた事業計画に位置付ける。

平成 28 年度の実施について

目標	平成 29 年度の策定に向けて、プロジェクトでの検討、利用者アンケートの実施や、図書館協議会での議論を経て、素案の調整・作成を行う。		
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケートの実施 ・「図書館基本運営方針（仮称）」の素案の作成 		
取組状況	<p>来館者及びWEB上で利用者のアンケートを実施した。</p> <p>利用者アンケートによる市民の意見・要望、図書館協議会での検討を踏まえて、素案の作成に着手した。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	<p>A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。）</p> <p>B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）</p>
	成果に対する評価	A	<p>S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた</p> <p>B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等</p>

今後の取組・課題

図書館サービスの向上と図書館機能の充実を図るため、市民の多様な意見の反映に努めながら、図書館協議会との調整を踏まえて方針案をまとめ、平成 29 年度中に三鷹市立図書館の基本的運営方針（仮称）を策定する。

No.15 図書館サービス網の再編に向けた取り組み

平成 28 年度事業計画

(第 2 部)目標Ⅲ-4

担当課

図書館

事業の背景・目的

パートナーシップ協定に基づき、井の頭コミュニティ・センター（C・C）図書室と協議・検討を進め、平成 29 年度の開始に向けて分館同様の機能を持った地域の図書室として連携するための運用方法等を確定する。移動図書館ひまわり号の有効活用に当たり、活用方法の確定、巡回ステーションの配置見直しを行うとともに、ラッピングのデザインを確定し、新車両借上り手続を進める。下連雀図書館の閉館では、クロージングイベントの実施、所蔵資料の所蔵替えの準備を進める。これらの事業により、図書館サービス網の再編を行い、きめ細かな図書館サービスを展開する。

平成 28 年度の実績について

目標	(1) 井の頭 C・C 図書室との運用方法等の確定 (2) 移動図書館ひまわり号の活用方法及び巡回ステーションの配置見直し (3) 下連雀図書館の閉館・クロージングイベントの実施、資料引継準備		
指標	<ul style="list-style-type: none"> 井の頭 C・C 図書室との運用方法等の確定と必要な図書館システム改修に向けた仕様確定 移動図書館ひまわり号の活用方法及び巡回ステーションの配置確定 下連雀図書館の閉館・クロージングイベントの実施、閉館後の速やかな所蔵替えに向けた資料整理 		
取組状況	<p>井の頭 C・C 図書室との連携では、パートナーシップ協定に基づき、住民協議会と協議・検討を進め、運用方法等を決定し、図書館システム改修などの準備に取り組んだ。移動図書館ひまわり号では、巡回日数を週 3 日から 4 日に増やすとともに、巡回ステーションの配置では利用実態に合わせたステーション選定を行い、13 から 19 ステーションに増設した。下連雀図書館では、リサイクル市、おはなし会などのクロージングイベントを実施し、多くの利用者の参加をいただいた。また、図書館資料の所蔵替えなど資料の整理を進めた。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

井の頭 C・C 図書室との連携開始に向け、図書室所蔵資料の整備、図書館システムの改修などを行い、平成 29 年 7 月を目途に連携を開始する。移動図書館ひまわり号は、新車両、新巡回ステーション及び新スケジュールのもとで巡回を再開する。また、きめ細かな図書館サービスの展開に向け、井の頭 C・C 図書室連携開始後の利用実績に基づき、継続的に巡回ステーションの配置見直しを検討する。

第3 学識経験者の知見の活用

平成29年度の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）」を実施するに当たり、その点検・評価をより有効なものとするため、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとし、学識経験者に対し、資料、情報等の提供を行うとともに、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る懇談会」を開催して学識経験者と教育委員会事務局職員との意見交換を行い、点検・評価に関する意見を求めた。

1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る懇談会の開催

(1) 開催日時

平成29年5月31日（水）
午後3時から5時まで

(2) 開催場所

三鷹市教育センター 第一中研修室

(3) 出席者

ア 学識経験者

和田 孝氏 （帝京大学教育学部長）
田中 雅文氏 （日本女子大学人間社会学部教育学科教授）

イ 教育委員会事務局

宮崎 望 （教育部長・調整担当部長）
高松 真也 （総務課長）
桑名 茂 （学務課長）
田中 容子 （学務課教育支援担当課長・指導課支援教育担当課長・総合教育相談室長）
松永 透 （指導課長）
木下 英典 （指導課教育施策担当課長）
長田 猛 （指導課統括指導主事）
田中 博文 （三鷹図書館長）
向井 研一 （教育部理事（スポーツと文化部調整担当部長））
古谷 一祐 （教育部参事（スポーツと文化部生涯学習課長））
室谷 浩一 （教育部参事（スポーツと文化部スポーツ推進課長））

2 点検・評価に関する学識経験者からの意見

平成 29 年度の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 28 年度分）」について、2 名の学識経験者からご意見を頂いたので、次のとおり、報告する。

和田 孝氏	(帝京大学教育学部長)	P. 34
田中 雅文氏	(日本女子大学人間社会学部教育学科教授)	P. 39

1 総括評価

「平成 29 年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 28 年度分）に係る個別評価表」並びに関係資料に基づき、関係各課からのヒアリングを実施し、点検・評価対象の 15 事業の評価を行った。

(1) 三鷹市の展開するコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育も「にしみたか学園」が 10 周年を迎え、その成果の検証とさらなる充実と発展を進める上での課題整理などが進められている。これらの取り組みは、全国において三鷹市を手本として実施されている同様の教育を展開する地域からも注目されている。多くの示唆を与えられるような検証や時代の変化に即した新たな取り組みを提案していただきたい。

(2) 知・徳・体の調和のとれた教育の充実に向け、三鷹市独自の「三鷹『学び』のスタンダード」などの具体的な学習指導を明確にするとともに、新たな教育としての「特別の教科 道徳」や「オリンピック・パラリンピック教育」、支援教育の環境整備などが全市、全校体制で進められている。

(3) 「三鷹らしい教育」「三鷹らしい特色ある教育活動」「三鷹にふさわしい教員」など三鷹市の独自の教育を表す表現が使用されているが、これらの意味を明確にし、市民への理解を図ることが、三鷹の教育を市内外にアピールする上でも必要であると考え。

(4) 「三鷹中央防災公園・元気創造プラザのオープンに向けた取り組み」にみられるように、災害に強いまちづくりを推進するにあたっては、老朽化施設の改修・集約化、長寿命化などの対応、さらに複合施設としての健康・スポーツ及び生涯学習の拠点づくりなど、多様な要件の整備と多角的・長期的な展望に立った施設の整備、事業運営などが求められている。三鷹市においては、これらを市民とともに検討し、建設後の管理運営についても市民、利用者の立場に立った組織作りなどが進められており、地域のコミュニティを基盤とする三鷹市の行政の基本姿勢が評価できる。

(5) 評価対象の 15 事業について、「進捗状況に対する評価」「成果に対する評価」のいずれにおいても、すべてが「A」と自己評価がなされているが、事業目標・指標に基づいた妥当な評価であると判断できる。

ただし、今後の点検・評価にあたっては下記の点について、ご検討いただきたい。

①点検・評価の対象となる事業（15 事業）について、異なる目標や事業計画にまたがるいくつかの事業を選んでいたり、事業計画の中の 1 事業のみを対象事業としていたりなど、対象事業のくくり方がまちまちである。対象事業として扱った理由を説明する必要があるのではないかと考える。

②対象事業以外の事業評価についても評価がなされているのであれば示していただき、事業計画の諸事業も含めた計画全体の中で、対象となる事業の点検・評価を行えるとよいのではないかと考える。

③目標と指標について内容、記述を整理し、指標については可能な限り数値目標を提示できるように工夫することが必要ではないかと考える。

2 個別事業評価

(学校教育関係)

No.1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

三鷹市の小・中一貫教育校の先駆けとなった「にしみたか学園」10周年を迎え、そのあゆみや取り組みを総括する記念式典及び講演会の開催、記念誌の発行が行われ、その成果が検証されている。その中で、授業のわかりやすさや家庭での学習習慣の定着などの向上が、現在も図られていることは素晴らしいことである。

各学園・学校の評価が計画的に実施され、その結果に基づいて、教育活動の改善が図られ、充実と発展が推進されているものと考えられる。

学園・学校の教育活動の推進を図る組織としてのコミュニティ・スクール委員会の連絡会、講演会、研修会などが精力的に実施され、校長や教職員の異動や委員の交代等に対しても持続可能な活動が担保されるような取り組みになっている。

各学園のコミュニティ・スクールだよりは、委員の顔の見える委員会紹介や年間計画等が明示され、関係する組織や人々が、見通しをもって活動の支援を行う上でわかりやすいものになっている。

指標における市内中学校への進学者数の増加は他の要因も考慮しなければならないが、学校支援ボランティアの参加者数、登録者数の増加はコミュニティ・スクールの定着、充実を裏付けるものと言える。

No.2 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)は、児童・生徒の「学び方を学ぶ」学習を推進する上で基本となる学習習慣(学習技術・方法)や指導例を例示しており、これらを全教員が意識しながら授業改善を図ることで成果が期待できる有効な手立てである。これらの指導は、児童・生徒の実態や教員の力量によっても差が生じることから、各学校における研修を深めるとともに、習慣の定着について、児童・生徒自身が自覚できるような調査や自己評価等を行うことを提案したい。

オリンピック・パラリンピック教育は、児童・生徒のスポーツや体育への関心を高めるものであるが、通常の保健体育の指導の充実とのバランスの上で推進する必要がある。課題とされている体力等の向上については、授業や日常の学校生活の中で、各学校が工夫して取り組んでいただきたい。

No.3 いじめ防止等の対策の推進

三鷹市においては、全市を挙げたいじめ防止対策の基盤となる「三鷹市いじめ防止対策推進条例」「同基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」などの改定やその周知についての取り組みがスピード感をもってなされている。また、「いじめ問題対策協議会」の開催を通して、課題の抽出、各関係機関・組織の連携の構築などが進められている。

各学校においていじめ問題の予防が重点目標に掲げられ、児童会・生徒会などの主体的な活動が意識を高め、早期発見・早期対応を図る環境づくりにつながっているものと考ええる。今後は、重大事態への適切な対応について、シミュレーションに基づき備えをしていく必要がある。

No.4 教育支援プラン 2022 の推進と総合教育相談室事業の充実

教育支援については、学校や家庭が、子どもの貧困対策への対応を含め福祉・保健・医療の各機関との連携を強化する役割を担うスクールソーシャルワーカーの配置が必須である。市配置の全てのスクールカウンセラーに研修を行いその機能をもたせ、配置の拡大を図ることによって、関係機関との連携件数を昨年度比 1.7 倍に増加させた成果は、高く評価できる。

No.5 特別支援教室「校内通級教室（仮称）」の設置

平成 29 年度からの「校内通級教室（仮称）」における巡回指導の実施に向け、プロジェクト・チーム（事務局）、検討グループ（校長、事務局）、ワーキンググループ（副校長、教員、事務局）を設置し、指導内容・方法や教員の専門性の向上を目指した検討を行い、「三鷹市校内通級教室実施方策」及び「校内通級教室実施要領」を策定している。今年度の巡回指導における課題や成果の検証を踏まえ、平成 30 年度の全面実施に向けてさらに効果的な指導が行えるように検討を進めていただきたい。

No.6 三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成

三鷹市の学校教育において目指す児童・生徒の「人間力」「社会力」の育成、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の全市展開、保護者・地域との幅広い連携等の特色ある教育を推進するためには、それらを踏まえた研修による教員の育成が欠かせない。職層や経験年数、新規採用や他地区からの異動者などについて、その基本となる理念や具体的な指導方法などの理解、指導力の向上を図る研修の取り組みが行われている。

また、三鷹ネットワーク大学と共催で実施している「みたか教師力養成講座」が開設され、その修了生が市の新規採用者数の 3 分の 1 を占めることは、その取り組みが都教委からも評価を受けているものと言える。

（施設設備等関係）

No.7 児童・生徒の安全を見守る体制の充実

東京都の補助制度を活用した防犯カメラの設置が計画に基づいて進められている。設置場所について、「防犯カメラ設置場所検討協議会」を設置し、地区の関係者との協議や保護者、地域の理解を得ながら、犯罪の抑止効果を高める場所の検討を進めていることは、三鷹市教育委員会の丁寧な行政のあり方を示しているものであり、効果的な設置を行うためにも必要なことであると評価できる。

No.8 学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用

給食調理業務の民間への委託の実施校を増やしたり、委託業者を見直したりなどを進める中で、調理施設・設備の改善や市内産の野菜の活用を促進する取り組みが計画的に進められている。特に、市内産野菜の使用に関する JA 東京むさしとの連携は、地産地消の意義や農業の在り方、食の安全などの食育の推進について、さらに学校とも協議を行い、工夫した教育活動につなげていくことを期待するところである。

No.9 学校施設の長寿命化改修工事の計画的な実施

策定された整備方針に基づいて、第七小学校の長寿命化改修工事実施設計が完了し、計画的な実施が進められているものとする。

No.10 中学校特別教室等の空調設備整備の推進

国・東京都の補助制度による財源確保に努め、23 教室の特別教室の空調設備設置工事が予定通り、完了している。整備計画の最終年次となる平成 29 年度においても、計画的な整備を進めていただき、期待している学校や中学生に良好な教室環境を提供していただきたい。

No.11 高山小学校の学級数増への適切な対応

高山小学校の学級数増に対し、平成 27 年度に行った実施設計に基づいた時限付き新校舎の整備工事を行い、平成 29 年 4 月からの使用に向けて学習環境を確保することができている。なおこの間、工事に当たっての説明会の様子や工事の計画、外観図や設計図などが学校のホームページに「新校舎パース」として掲載されていることは、児童、保護者、地域住民に対して見通しをもった理解と安心、協力を得るうえでよい取り組みであったと言える。

No.12 川上郷自然の村の効率的な運営の推進

物価や税の変動など社会状況に対応した施設運営・維持管理のための利用料の改定等は、やむを得ないものであると思われる。その中で、指定管理者と連携し、利用者の拡大に努め、一定の利用者の確保が図られていることは評価できる。今後も高齢者等の利用促進なども含めた企画や PR 活動に一層努めていただきたい。

(生涯学習関係)

No.13 健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進（三鷹中央防災公園・元気創造プラザのオープンに向けた取り組み）

三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備とともに、生涯学習センターと総合スポーツセンターの開設に向けた諸準備が円滑に進められた。ハード面からソフト面への実施に向けた本格的検討整備が、指定管理者との協働により進められ、管理運営体制の構築、及び市民の多様なニーズに応える魅力あるプログラムの開発に努め、施設運営にかかる市民参加と協働の仕組みとして利用者懇談会を立ち上げることは、今後の施設利用の拡

大にとっても有意義なものとなることと考える。

No.14 「図書館基本運営方針（仮称）」の策定

多様化する市民ニーズや社会の要請に応じた図書館の機能と役割、運営の方向を明確にし、図書館サービスの向上と図書館機能の充実を図るための「図書館基本運営方針（仮称）」の策定に向けた検討が行われた。利用者アンケートの実施や図書館協議会での検討により行うとあるが、今年度においては、素案の作成着手とあり、具体的な進捗状況や内容を示していただきたい。

No.15 図書館サービス網の再編に向けた取り組み

井の頭コミュニティ・センター図書室を分館機能を備えた地域図書室として運用することや移動図書館ひまわり号の巡回について、巡回日数の増加、ステーションの増設を行い、図書館機能の拡大が図られ、市民の利便性の良い図書館活動となるように努めている。

以上

和田 孝氏 略歴

専門は特別活動論、教職論等。東京教育大学卒業。東京都公立中学校教諭、東京都教育庁中学校教育指導課指導主事、調布市教育委員会指導主事、青梅市教育委員会指導室長、東京都教育庁職員課主任管理主事、東京都公立中学校校長などを経て、2008年帝京大学准教授、2010年より同大学教授。教育学部教育文化学科長を経て現職（同大学教職センター長兼務）。この間、八王子市教育委員、三鷹市いじめ問題対策協議会会長を務める。

I. 総括的評価

三鷹市教育委員会が平成 28 年度に実施した主な事業について、「平成 29 年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 28 年度分）に係る個別評価表」及びそれに係る学識経験者懇談会（平成 29 年 5 月 31 日開催）での意見交換にもとづき、評価を行った。

上記評価表の No. 1～12 が学校教育、13～15 が生涯学習ないしは社会教育に係る事業である。

学校教育については、三鷹市の特色であるコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を中心とし、児童・生徒に対する教育活動、教師の育成、施設整備など多方面にわたる事業を着実に遂行したことが確認できた。これらの事業によって子どもたちの健全な成長が促されること、学校のみならず家庭と地域の教育力が高まって地域全体で子どもたちを育む土壌が豊かになることを期待したい。

生涯学習（社会教育）については、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの開設、図書館サービス網の再編など、学習拠点の構造的な転換が進んでおり、これらの整備を着実に進めていることが確認できた。今後は、このような構造転換による学びの条件の変化を活かし、市民参加型の施設・事業運営、学びと市民活動の循環的な発展など、市民が単なる受益者であることから脱却して「受給融合型」及び「市民活動リンク型」の生涯学習の仕組みを構築していくことが期待される。

個別事業の評価は、II に示すとおりである。

II. 個別事業評価

1. コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

三鷹市の小・中一貫教育の基盤となるコミュニティ・スクールについては、連絡会、委員研修会、「学校支援者養成講座」など、質の向上と維持を図るための取り組みを丁寧に行っていることが評価できる。市立小学校から市立中学校への進学者数の割合、学校支援ボランティアの参加者数と登録者数が、いずれも上昇傾向にあることから、これらの取り組みが効果を生んでいる様子が見られる。

今後は、さらに地域住民の参加を促すとともに、コミュニティ・スクールが地域の教育力やコミュニティ形成にもつながる仕掛けを充実させることが期待される。

2. 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

知育については、「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）の活用による学習指導力

の定着、徳育については、道徳の授業改善とともに指導課訪問を活用した道徳教育向上、体育については、オリンピック・パラリンピック教育や運動の日常化の推進などにより体力向上を促してきた。いずれも、着実に取り組んできたことは評価できる。

ただし、知、徳、体がそれぞれ向上するだけでなく、事業名にあるように知・徳・体の「調和」という観点が必要である。各学校の教育活動の中で、この三要素の調和を実現させるためにどのような取り組みを行ったかを評価する必要があると思われる。

3. いじめ防止等の対策の推進

「いじめ問題対策協議会」の年3回開催、「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」と「学校いじめ防止基本方針」の改定、「いじめ防止リーフレット」の作成と配布など、いじめの防止に向けた取り組みを着実にやっていることは評価できる。さらに、各学校で児童・生徒主体の取り組みを展開していることも、子どもの内発的な動機付けを促すものと思われる。今後は、学校・家庭・地域の連携によって、いじめ防止策を徹底させることが望まれる。

ただし、学校や地域はいじめの原因というよりも結果が現れる場所である。いじめの根本的な要因は、現代のメディア社会や消費社会など学校や地域の外側に潜んでいる。可能であれば、他自治体や文部科学省とも連携のうえ、このような要因を生んでいる産業界や経済産業省に向けて環境改善を訴えていきたいものである。

4. 教育支援プラン2022の推進と総合教育相談室事業の充実

必要に応じて個別指導計画を作成することや、スクールカウンセラーにSSW機能を付与するなど、きめ細かい学習支援に取り組んでいることは評価できる。今後は、学校での取り組みをさらに充実させるとともに、専門機関との連携による家庭支援を手厚くすることによって、困難の多い児童・生徒の学びを可能なかぎり豊かなものにしていく努力が求められる。

5. 特別支援教室「校内通級教室（仮称）」の設置

校内通級教室プロジェクト・チーム、検討グループ、ワーキンググループが、それぞれ精力的に活動し、「三鷹市校内通級教室実施方策」、「校内通級教室実施要領」を策定したのは評価できる。今後は、平成29年度に開設する9校の通級教室を丁寧に運営し、児童・生徒の学習に効果をもたらす条件を満たしていくことが課題となる。

6. 三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成

「三鷹市立学校人財育成方針」の周知と活用、「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）の活用による研修、学園研究会の実施など、教員のキャリア支援と人財育成に対し

て精力的に取り組んでいることがうかがわれる。一方、「みたか教師力養成講座」を経た教員採用の拡充にも力を入れており、三鷹の教育を理解した新規採用教員の配置にある程度成功している。

これらの教師育成システムが、子どもとのコミュニケーションや子ども理解、さらには子ども同士のコミュニケーションの促進といった、「子ども志向」の態度や力量の向上のために、大きな効力を発揮することを期待したい。

7. 児童・生徒の安全を見守る体制の充実

子どもたちの安全を確保するため、防犯カメラを地域各所に設置したことは評価できる。ただし、安全を機械に頼りすぎることは危険である。何よりも大切なのは、地域住民の見守りによる「目に見えないバリア」だと思われる。そのため、スクールエンジェルスを今後とも活用すること、地域住民が日常生活のなかで子どもの安全に気を配ること、地域における住民の活動や生活それ自体が監視機能を果たすことを周知することなども肝要かと思われる。

8. 学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用

自校方式による給食調理業務委託の浸透が順調に進んでいることは好ましいことと評価できる。これによって、学校給食の充実と効率化が実現されることを期待したい。

一方、市内産野菜の活用は、子どもたちに食育や環境教育など多様な教育を施すための優れた方法と考えられる。地産地消の普及による都市農業の振興にもつながる、大切な試みである。市内産野菜の使用率をさらに向上させることが望まれる。農業者を学校に招へいすることにも一層力を入れ、地元の農業に対する愛着や理解を子どもに浸透させることが重要である。

9. 学校施設の長寿命化改修工事の計画的な実施

学校施設の長寿命化は、子どもの命を預かる学校の施設としては重要な課題であり、また公共施設の再配置・再編成が必要となっているという情勢をふまえても大切な事業である。平成28年度に行った設計をもとに、平成29年度には計画どおりの事業実施が行われることを望みたい。

10. 中学校特別教室等の空調設備整備の推進

都市の温暖化が進む中で、落ち着いた教育活動を保証するためには最低限の空調設備は必要と思われる。中学校の特別教室等における空調設備の整備について、計画どおり実現できたことは評価できる。残る21教室についても平成29年度中に完了することを期待したい。

1 1. 高山小学校の学級数増への適切な対応

児童数の増加に伴って教室数が不足していた高山小学校について、計画どおりに普通教室を中心とする増設工事を実施したことは、妥当であったと評価できる。ただし、時限付きの校舎や全市的な対応については、今後、人口の将来予測シミュレーションをふまえて、年少人口の減少期に向けて適切な施設内容や配置となるよう、長期的な視野にもとづく計画が必要となると考える。

1 2. 川上郷自然の村の効率的な運営の推進

効率的な施設運営のため、料金の見直しや指定管理者制度の運用など、計画どおりの事業を推進しているものとみてよい。指定管理者との連携により利用の拡大を試みて史上2番目の利用者数を達成したのは、高く評価できる。今後とも、各方面との連携により利用の拡大に力を入れるべきと考える。

1 3. 健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進（三鷹中央防災公園・元気創造プラザのオープンに向けた取り組み）

建物の建設、指定管理者の選定、生涯学習及びスポーツの施策についての市長部局への移管など、平成28年度における生涯学習センターと総合スポーツセンターの開設に向けた準備は、ほぼ終了したものと評価できる。

今後においては、市長部局に生涯学習とスポーツの施策が移管されたことによるメリットを最大限に生み出すため、同施設の運営や事業の企画・実施に対する市民参加の仕組みの整備、学習と市民活動（まちづくり、コミュニティ形成など）が循環的に発展するための仕組みづくりと環境醸成に全力で取り組むことが期待される。

1 4. 「図書館基本運営方針（仮称）」の策定

平成28年度は素案の作成に着手したとのことなので、平成29年度には予定どおり運営方針が策定されるものと思われる。その際、他地域や国際社会における図書館の新しい動向をふまえるとともに、三鷹市の地域特性を活かした運営方針を策定することが望まれる。

1 5. 図書館サービス網の再編に向けた取り組み

井の頭コミュニティ・センター図書室との連携、移動図書館ひまわり号と巡回ステーションの活用向上、下連雀図書館の閉館に伴う諸事業など、図書館サービス網の再編に向けた取り組みを滞りなく行ったものと評価できる。今後は、より一層きめ細かい図書館サービスが可能となるよう、そのネットワークを拡充していくことが期待される。同

時に、市民がサービスの受け手としてのみならず、送り手になる仕組みも模索することが望まれる。

以上

田中 雅文氏 略歴

専門は生涯学習論、社会教育学等。東京工業大学大学院理工学研究科（社会工学専攻）修士課程修了。博士（学術）。三井情報開発（株）総合研究所研究員、国立教育研究所（現国立教育政策研究所）研究室長を経て、現職。この間、中央教育審議会生涯学習分科会委員、東京都生涯学習審議会副会長委員、神奈川県生涯学習審議会専門委員、川崎市教育改革推進協議会委員、国立女性教育会館運営委員、武蔵野市市民活動推進委員会委員長、国分寺市及び小平市公民館運営審議会委員、三鷹市生涯学習審議会会長などを務める。

平成 29 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況
の点検及び評価（平成 28 年度分）報告書

平成 29 年 7 月発行

発行：三鷹市教育委員会

編集：三鷹市教育委員会事務局教育部総務課

〒181-8505 三鷹市下連雀九丁目 11 番 7 号

TEL : 0422-45-1151 内線 3213

